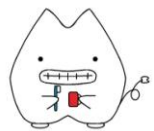


# 歯っぴー通信



No. 7 平成26年2月発行

## 医療費控除の申告について

医療費控除とは、歯科医院や病院での治療費が高額になった場合、確定申告書に記載して税務署に提出することでその年の所得から差し引くことができる制度です。申告することで支払った税金が還付金として戻ってくることがあります

1月1日から12月31日までの自分の医療費と、生計を一にする家族の医療費の合計が10万円を超えた場合（所得が200万円以下の場合には所得の5%を超えた場合）かかった医療費から10万円（所得が200万円以下の場合には所得の5%）を差し引いた額が医療費控除額となります。この控除額に所得に応じた税率（5%～40%）をかけた額が戻ってきます。

例えば、1年間に30万の医療費を支払った税率10%の方なら

$(30万 - 10万) \times 0.1 = 2万$ となり2万円が戻ってくることになります。ただし、生命保険などの給付を受けた場合、差し引かなければなりません。

歯科治療は、保険はもちろん、保険外の自費治療に関しても基本的には対象です。ただし、ホワイトニングは治療ではなく美容目的とみなされるため対象外です。通院のための交通費（公共交通機関）も通院費として申告できます。平成25年分の医療費控除の申告は、平成26年3月17日までです。

## 予防とケア ～高齢期～

65歳以降になると歯を失うケースが増えてきます。1本でも多く自分の歯を残せるように心がけましょう。たとえ歯を失ったとしても残った歯を大切に、口のケアを続けることが大切です。

歯がなくなった部分は一般的には入れ歯（義歯）になります。入れ歯には汚れがつきやすく、そのままにしておくと歯ぐきが炎症を起こすこともあります。食事の後には外して、歯ブラシや義歯用ブラシで丁寧に清掃してください。

入れ歯になると、噛む力は天然歯の30%ほどになると言われています。何でもおいしく食べられるように、80歳で20自分の歯を残すことを目指しましょう。

## 新商品のご案内

むし歯予防もしたいけれど、歯周病予防にも重点をおきたい！！  
そんな患者様の声から「システム デンタルペースト アルファ」を入荷しました。フッ素に加え歯周病や口臭予防に効果のある薬用成分も配合されています。市販のものより低発砲・低研磨です。  
1つ500円で販売しています。